

新たな在留管理手続の流れ

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者には**在留カード**を交付します。

住居地の(変更)届出

住居地を定めてから14日以内に、住居地を**市区町村**に届け出てください。
その後、住居地を変更した場合も同様です。

氏名等の変更届出

氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格
⇒所属機関の名称若しくは所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの
⇒配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、又は著しい毀損、汚損等をした場合には、**地方入国管理局**に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

在留審査

在留期間更新申請、在留資格変更許可等により中長期在留者となった場合に、**在留カード**を交付します。